

さっぽろ新規創業促進補助金交付要綱

令和4年(2022年)4月1日 制定

令和8年(2026年)4月1日 改正

(通則)

第1条 さっぽろ新規創業促進補助金(以下「市補助金」という。)の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程(昭和36年訓令第24号。以下「規程」という。)に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(趣旨)

第2条 市補助金は、新たに会社を設立する経費の一部を助成することにより、新たなチャレンジを行う創業者を後押しし、創業の裾野を広げ、時代の変化に対応した新しい価値やサービス、多くの雇用を創出することで本市経済の活性化に寄与することを目的として、本市の特定創業支援等事業を受けて会社を設立した創業者に対して、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会社 株式会社及び合同会社をいう。
- (2) 証明 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号)第7条第1項の規定に基づく証明をいう。

(3) 反社会的勢力

札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号第2号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは同条例第7条に規定する暴力団関係事業者をいう。

(4) 特定創業支援等事業

国の認定を受けた札幌市創業支援等事業計画に基づき、札幌市及び認定連携創業支援事業者が行う継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく事業として計画に定めるものをいう。

(補助事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の補助事業及び交付対象となる経費は、会社の設立に係る登録免許税額(租税特別措置法第80条第3項各号に規定する金額)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、株式会社においては75,000円とし、合同会社においては30,000円

とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

(補助対象者)

第6条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。なお、補助金の交付対象者は公募する。

- (1) 事業を営んでいない個人又は開業届の提出日から5年を経過していない個人事業主で、新たに会社を設立した者であること。
- (2) 札幌市の特定創業支援等事業を受け、証明の交付要件を満たした後、登録免許税を支払っていること。
- (3) 札幌市内に登録上の本店所在地を置いていること。
- (4) 新たに設立した会社以外に、代表権を持つ会社がないこと。もしくは他の事業を営んでいないこと。
- (5) 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある者でないこと。
- (6) 本市の市税及び延滞金等を滞納していないこと、又は市税の徴収猶予の特例制度等の対象であること。
- (7) 公益上不相当と認められる法令違反等がないこと。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、履歴事項全部証明書に記載の会社成立の年月日(以下、「会社の設立日」という)から起算して90日以内、又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、さっぽろ新規創業促進補助金交付申請書・誓約書兼同意書(様式1)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 役員名簿(様式2)
 - (2) 設立した会社に係る履歴事項全部証明書の写。ただし、関係機関等が管理する公簿等により本市が確認できた場合は提出を省略することができる。
 - (3) 登録免許税の支出を証する書類の写し
 - (4) 口座振込依頼書兼委任状
- 2 前項の申請にあたっては、当該補助事業の目的等に照らして補助金の交付を受けることが公益上不相当と認められる法令違反等がない旨を誓約しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の額を確定して交付を決定し、さっぽろ新規創業促進補助金交付決定通知書(様式3)により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査において、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金を交付しない旨の決定をしなければならない。このとき、さっぽろ新規

創業促進補助金不交付決定通知書（様式4）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号若しくは第2号に規定する暴力団及び暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者であるとき。

(2) 当該補助事業の目的等に照らして補助金の交付を受けることが不相当であると市長が認めるとき。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為を行ったと認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、当該補助事業の目的等に照らして補助金の交付を受けることが公益上不相当と認められる法令違反等があることが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを決定したときは、その旨をさっぽろ新規創業促進補助金交付決定取消通知書（様式5）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。（書類の保管）

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金交付申請書・誓約書兼同意書（様式1）の写し及び関係書類を会社の設立日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、市補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年（2022年）5月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年（2023年）4月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年（2024年）1月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年（2024年）9月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。